

# 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

## 1 設置場所及び面積

施設名称	所在地	設置箇所	面積
まつやま・ほりえ海の駅 「うみてらす」	松山市堀江町甲 1742-9	休憩所施設 南側	1.20m×0.90m＝ 1.08 m <sup>2</sup> 程度

※設置場所は、別紙平面図を参照のこと。

## 2 貸付期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(ただし、自動販売機の必要性及び利用状況並びに管理運営状況を勘案して、自動販売機の設置の延長に支障があると市長が判断した場合を除き、翌4月1日付に自動で契約更新を行うこととする。なお、更新する際は1年度ごととし、最長で令和12年3月31日まで更新できることとする。)

## 3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を使用する者（以下「設置者」という。）の遵守事項

### (1) 大きさ

おおよそW1200mm×D800 mm×H2000 mm 以内

### (2) 環境対策

#### ①省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

#### ②ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

### (3) 安全対策

#### ①転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。

#### ②営業許可

商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

#### ③防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自動販売機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

### (4) 使用済み容器の回収

### ①回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機の近くに設置する。

### ②回収ボックスの規格

#### ア 素材

プラスチック製又は金属製とする。

#### イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。

#### ウ その他

缶、ビン、ペットボトル等容器の素材別に回収できるものとし、収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。また、回収ボックス内の使用済み容器は設置者において回収するものとする。

### ③使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

## (5) 自動販売機の設置及び管理運営

①設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

②設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努める他、故障時には即時対応する。

## 4 販売商品の種類等

### (1) 種類

酒類を除く飲料とする。

### (2) 価格

標準販売価格（定価）以下とする。

### (3) 容器

ペーパーカップは、不可とする。（紙パック可）

## 5 使用料

1年1平方メートルあたり、654円（松山市港湾施設使用条例に基づき算出）

ただし、面積が1平方メートルに満たない端数が生じたときは、切り上げる。

## 6 売上手数料

当該自動販売機の売上金額（税抜価格）に一定の率〈落札した率〉を乗じた額に、消費税及び地方消費税の標準税率を乗じた額。ただし、売上手数料に1円未満の端数が生

じたときは、切り捨てる。

## 7 電気使用料

設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、算出した額。

## 8 設置者費用負担

### （1）自動販売機設置料

（使用料、売上手数料、電気料（電気メーター設置に係る経費を含む））

### （2）自動販売機の設置、維持管理及び撤去にかかる全ての費用

なお、設置にあたっては、松山市担当職員の指示に従うものとする。

## 9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して松山市担当職員の確認を受けなければならない。

## 10 自動販売機設置に伴う事故

松山市の責に帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責を負う。

## 11 商品等の盗難及び破損

（1）松山市の責に帰することが明らかな場合を除き、松山市はその責を負わない。

（2）設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は棄損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。